自動車重量税

十二月から実施

十二月から自動車には、自動車重量税がかかっています。

自動車重量税は、道路運送車両法の規定により自動車検査を受ける自動車（検査自動車）および使用の届出により車両番号の指定を受ける軽自動車（届出軽自動車）に対して、その重量に応じて税金がかかっています。

ただし、検査自動車のうち大型特殊自動車は無条件で非課税とされ、また届出軽自動車のうちすでに車両番号の指定を受けたことのある中古車は、その指定の際に交付されていた軽自動車届出済証を返納した旨の証明書を添えて、新たに使用の届出をすることを条件として非課税とされています。

なお、原動機付自転車や小型特殊自動車のように、自動車検査、届出の制度がないものは、自動車重量税の対象にはなりません。

自動車重量税の納税義務者は、検査自動車や届出軽自動車の使用者です。

◎税率は◎

自動車重量税の税率は、自動車の区分や重量によりつぎのように定められています。

(一) 検査自動車のうち自動車検査証の有効期間が二年と定められているもの

イ　乗用自動車（二輪車を除く）

(イ) 車両重量が〇・五トン以下のもの……五千円

(ロ) 車両重量が〇・五トンをこえるもの……車両重量〇・五トンまたはその端数ごとに五千円

ロ　乗用車以外の自動車（二輪車を除く）

(イ) 車両総重量が一トン以下のもの……五千円

(ロ) 車両総重量が一トンをこえるもの……車両総重量一トンまたはその端数ごとに五千円

ハ　二輪の小型自動車……三千円

(二) 検査自動車のうち自動車検査証の有効期間が一年と定められているもの

イ　乗用自動車（二輪者を除く）

(イ) 車両重量が〇・五トン以下のもの……二千五百円

(ロ) 車両重量が〇・五トンをこえるもの……車両重量が〇・五トンまたはその端数ごとに二千五百円

ロ　乗用自動車（二輪車を除く）

(イ) 車両総重量が一トン以下のもの……二千五百円

(ロ) 車両総重量が一トンをこえるもの……車両総重量一トンまたはその端数ごとに二千五百円

ハ　二輪の小型自動車……二千五百円

(三) 届出軽自動車

イ　二輪車以外の軽自動車……七千五百円

ロ　二輪の軽自動車……四千円

〔注〕車両総重量＝車両重量＋最大積載量＋（定員×五五キログラム）

十二月のメモ

十二月は一年の総決算の月ですあまり押しつまらないうちに新しい年を迎える準備をととのえましょう。

▽**年末の家事計画**……新しい年への準備をふくめて、なんとなく忙しい月です。そこで、ゆとりをもった年末を送りたいとお考えのかたは、明日から××日ごろまでに大体すませられる従日の家事の計画表を台所の壁にでもはっておきましょう。

▽**冬の暖房効果**……日本の家屋は開放的にできていますから、いくら障子やふすまをぴったりしめても、室内の暖気は外に逃げてしまいます。おへやを暖かくするには目張りをし、このうえ、厚手のカーテンで仕切れば暖房効果はさらに増します。

▽**冬の衣**……冬物の衣類は、もうすっかり整っていることでしょうが、暮れの忙しさにとりまされて正月用の晴着の点検をお忘れなく。

▽**大みそか**……こどもたちにも手伝ってもらって、新年の用意は昼すぎまでに、また主婦も台所仕事は早めに切りあげ、家族そろって新年を迎えましょう。

▽**年末年始の役場の執務**……役場は二十九日から一月三日まで休みです。ご用のあるかたは、早めにおすませください。休みの間は当直職員がいますが、死亡届などは受付けます。

▽**年末の防火**……忙しさにとりまされて、買い物などで外出したとき、ついストーブやガスの消し忘れで、火災を起こしやすいときです。火の元には十分注意して、新しい年を家族そろって迎えましょう。

伸びゆく国民年金

いますぐ加入の届出を

国民年金はみんなの年金です。国民年金は、わたくしたちの老後の生活を守ってくれます。けがをして働けなくなったときや、一家の働き手が死亡したときにも、その後の生活を守ってくれます。

国民年金では、他の年金制度に加入していない二十歳から五十九歳までの人をその加入対象者としています。

国民年金に加入すると、毎月保険料をかけなければなりませんが保険料は月四百五十円、所得がある人は、所得比例保険料三百五十円を別にかけることができます。

また国民年金に加入されていない人は、いますぐ国民年金加入の届出を、役場民生課年金係でおすませください。

引揚者特別交付金

請求はお早く

外地よりの引揚者やその遺族に対する「引揚者特別交付金」の請求受付は、いよいよ来年三月末日をもって締切ります。請求できる人で、まだ手続きをされていない人は、早くおすませください。

引揚者特別交付金を請求できる人は、外地に終戦まで引き続き一年以上生活の本拠があった「①引揚者、②昭和四十二年七月三十一日以前に死亡した引揚者の遺族、③引揚前に死亡した人の遺族」となっています。くわしいことや相談は、ご遠慮なく役場民生課までどうぞ。

編集室から

広報向日町

▽……

ことしもあとわずかとなりました。何かあっという間に過ぎ去ったようです。大みそかは家族みんなで楽しく新年を迎えましょう。

……△